

1. 開会日時・場所

日時 令和5年8月25日(金) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	田坂 友彦	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

なし

3. 議事録署名人

4番 林 壽彦 17番 佐々木 豊彦

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第54号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第55号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第56号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第57号議案 非農地証明申請について
第58号議案 農用地利用集積計画について
第59号議案 三原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第8回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、4番 林委員、17番 佐々木委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第53号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第58号議案から日程第7第59号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第58号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長からの諮問です。

第 58 号議案に係る，資料 58 の第 1 番から第 104 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 23 ページをご覧ください。第 58 号議案農用地利用集積計画について説明
します。

この農用地利用集積計画につきましては，農地中間管理機構を活用して利用権設定するも
ので，農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により決定を求める
ものです。

今回，農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地
域別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数 45 件，筆数 104 筆，面積 223,655 m²が提出されています。

なお，利用権を設定する農用地については，資料 58 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については，申請者からの申し出に基づくものです。

以上で全体説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより，採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番から第 104 番は，原案のとおり承認決定することについて，賛
成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり承認決定されました。

議 長 次に，日程第 7 第 59 号議案を上程します。
「三原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」について，三原市長から
の諮問です。
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書 24 ページをご覧ください。第 59 号議案 三原市農業経営基盤の強化の促進に関す
る基本的な構想の変更について説明します。

今回，三原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更をしたいので，農業経
営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により，意見を求めるものです。

今回の基本構想の変更は，農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律
第 56 号）に基づき広島県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更されたこ
と等により，三原市の基本構想を見直すものです。

資料 59 の 1 ページに，変更概要を記載しておりますように，農業経営基盤強化促進法の改
正にしたがって，必要な記述を追加するとともに不要な記述を削除しております。

なお，資料 59 の 2 ページから記載しております改正案では，変更部分に下線を引いており
ます。

三原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての説明は以上です。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案は，原案のとおり承認することについて，賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり承認されました。

議 長 ここで，農林水産課の職員は説明が終わりましたので，退席します。お疲れ様でした。

議 長

次に、日程第1 第53号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第73件から第89件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページをご覧ください。

第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第73件は、〇〇から中之町2丁目の〇〇が、中之町2丁目〇〇 地目:畑 525㎡を、居住地から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。

第74件は、〇〇から尾道市の〇〇が、中之町3丁目〇〇 ほか1筆 地目:田1筆 畑1筆 合計1,811㎡を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。

第75件は、〇〇から八幡町の〇〇が、八幡町垣内〇〇 地目:畑 75㎡を、以前から耕作管理しており、権利関係を整理するため譲り受けるものです。

第76件は、〇〇から沼田西町の〇〇が、沼田西町松江〇〇 地目:畑 213㎡を、居住地から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。

第77件は、〇〇から高坂町の〇〇が、高坂町真良〇〇 ほか2筆 地目:田1筆 畑2筆 合計559㎡を、住宅とともに譲り受け耕作するものです。

第78件と第79件は、譲受人が同一のため併せて説明します。

第78件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 ほか2筆 地目:畑 合計20,953㎡について、

第79件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 747㎡について、

それぞれ、鷺浦町の〇〇が、以前から農業を希望しており、譲り受けて新規就農するものです。

なお当該農地は、面積が広く荒廃が進んでいるため、農地の整備や作付けまでの工程表の提出を求めて提出されており、申請地の南側から順次整地を行い、年始には一部に作付けを開始、その後、整地された農地への作付けを行いながら、1年後には全ての農地に作付けを行う計画となっています。

第80件は、〇〇から本郷南4丁目の〇〇が、本郷南2丁目〇〇 ほか1筆 地目:田 合計1,702㎡を、申請地を譲り受け新規就農するものです。

第81件は、〇〇から小泉町の〇〇が、本郷北4丁目〇〇 地目:畑 62㎡を、申請地を譲り受け新規就農するものです。

第82件は、〇〇から沼田西町の〇〇が、本郷町上北方〇〇 ほか3筆 地目:田2筆 畑2筆 合計2,629㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです

第83件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目:田 合計2,792㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第84件は、〇〇から本郷北3丁目の〇〇が、久井町山中野〇〇 ほか2筆 地目:田 合計:3,733㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第85件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町下徳良〇〇 ほか6筆 地目:田3筆 畑4筆 合計:3,604㎡を、権利関係を整理するため、現に農業を行っている母へ所有権移転するものです。

第86件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町大草〇〇 ほか5筆 地目:田 合計5,732㎡を、現在も耕作管理しており、譲り受けて引き続き耕作するものです。

第87件は、〇〇から広島市の〇〇が、大和町大草〇〇 地目:田 744㎡を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。

第88件は、〇〇から広島市の〇〇が、大和町和木〇〇 ほか8筆 地目:田 合計3,865㎡を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。

第89件は、亡〇〇相続財産管理人の〇〇から、広島市の〇〇が、大和町棕梨〇〇 ほか7筆 地目:田 合計4,230.80㎡を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。

以上、申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見を述べる委員は挙手のうえ、委員番号、氏名、議案件数を発言し、議長の許可を受け意見を述べてください。

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第73件から第89件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
次に、日程第2 第54号議案を上程します。
- 議 長 農地法第4条の規定による許可申請について、第12件から第17件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書9ページをご覧ください。第54号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
第12件は、〇〇が、沼田東町末広〇〇 地目:田 210㎡について、車庫等に転用するもので、内容は車庫1棟、倉庫1棟及び花壇です。
当該案件は、転用の許可を得ることなく、車庫として利用していることから、始末書を求め提出されています。
第13件は、〇〇が、高坂町真良〇〇 地目:田 0.24㎡について、宅地に転用するもので、内容は庭敷です。
当該案件は、転用の許可を得ることなく、宅地として利用していることから、始末書を求め提出されています。
第14件は、〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか11筆 地目:田 合計2,300.12㎡について、すでに転用許可済の土地を含む併用地325.7㎡と共に店舗及び駐車場に転用するもので、内容は店舗1棟、物置1棟及び駐車場28区画です。
当該案件は、転用の許可を得ることなく、店舗及び駐車場として利用していることから、始末書を求め提出されています。
第15件は、同じく〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか4筆 地目:田 合計441.06㎡について、すでに転用許可済の土地を含む併用地514.17㎡と共に駐車場に転用するもので、内容は駐車場15区画です。
第16件は、〇〇が、久井町下津〇〇 地目:田 313㎡について、併用地147㎡と共に店舗に転用するもので、内容は店舗1棟、駐車場5区画です。
当該案件は、転用の許可を得ることなく、土地を造成していることから、始末書を求め提出されています。
第17件は、〇〇が、久井町和草〇〇 ほか1筆 地目:畑 合計62㎡について、墓地に転用するもので、内容は墓石、墓標及び進入路です。
農地区分は、いずれも、第2種農地です。
許可基準は、いずれも、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、「農地法第4条第6項第2号:申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見を述べる委員は挙手のうえ、委員番号、氏名、議案件数を発言し、議長の許可を受け意見を述べてください。
- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第12件から第17件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第3 第55号議案を上程します。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第7件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをお開きください。第55号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第7件は、沼田東町釜山〇〇 ほか16筆、地目:田及び畑、合計5,491㎡について、当初、〇〇株式会社が、太陽光発電施設の建設のため令和4年9月16日付けで農地法第5条許可を受け所有権移転しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による太陽光パネル納入の度重なる延期により、着工ができていなかったところ、〇〇株式会社が事業承継することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第56号議案 農地法第5条の規定による許可申請の第107件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請、第7件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 次に、日程第4 第56号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第101件から第136件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。第56号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

はじめに、審議を保留し、継続審議とする案件がありますので報告いたします。第134件について、申請者から、急遽、事業計画を見直すため、審議を保留してほしいとの申出があったことから、審議保留といたします。

なお、各件の農地区分と許可基準については最後にまとめてお示しいたします。

第101件から第106件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第101件は、譲渡人 〇〇、小坂町〇〇 地目:田 1,594㎡に太陽光パネル176枚、6棟を設置するものです。

第102件と第103件は同一案件です。第102件は、譲渡人 〇〇、沼田東町末広〇〇 ほか4筆 地目:田 合計975㎡、第103件は、譲渡人 〇〇、沼田東町末広〇〇 地目:田 330㎡、全体面積は併用地を含め1,424㎡で、太陽光パネル176枚、7棟を設置するものです。

第104件から第106件は同一案件です。第104件は、譲渡人 〇〇、沼田東町末広〇〇 地目:田 212㎡、第105件は、譲渡人 〇〇、沼田東町末広〇〇 地目:田 684㎡、第106件は、譲渡人 〇〇、沼田東町末広〇〇 地目:田 439㎡、全体面積は1,335㎡で、太陽光パネル170枚、7棟を設置するものです。

発電量は全て49.5kw規模です。

第107件は、先ほどの第55号議案「事業計画変更承認申請」に係る案件です。

〇〇株式会社から、沼田東町釜山〇〇 ほか16筆 地目:田及び畑 合計5,491㎡について、〇〇株式会社が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル1,266枚、20棟、発電量499kw規模です。

第108件は、〇〇から、沼田東町両名〇〇 地目:畑 127㎡について、〇〇が所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場4区画です。

第109件は、〇〇から、沼田西町松江〇〇 地目:田 872㎡について、株式会社〇〇が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル126枚、11棟、発電量49.5kw規模です。

第110件は、〇〇から、〇〇および〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目:田 344 m² (東本通土地
区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇〇-〇〇)について、使用貸借権の設定により、宅地に
転用するもので、内容は、住宅1棟及び駐車場2区画です。

第111件は、〇〇から、本郷町船木〇〇 ほか2筆 地目:田 合計380 m²について、〇〇が所
有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場8区画です。

第112件は、〇〇及び〇〇から、本郷町船木〇〇 地目:田 1,043 m²について、〇〇株式会
社が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル213枚、5
棟、発電量49.5kW規模です。

第113件から第117件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業
に転用するものであるため、合わせて説明します。

第113件は、譲渡人 〇〇、本郷町船木〇〇 地目:田 1,610 m²に、太陽光パネル176枚、6
棟を設置するものです。

第114件は、譲渡人 〇〇、本郷町上北方〇〇 ほか1筆 地目:田 合計1,717 m²に、太陽光
パネル176枚、9棟を設置するものです。

第115件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 887 m²に、太陽光パネル130枚、6棟
を設置するものです。

第116件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目:田 合計1,514 m²に、太陽光パ
ネル170枚、7棟を設置するものです。

第117件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 1,276 m²に、太陽光パネル170枚、6
棟を設置するものです。

発電量はすべて49.5kW規模です。

第118件は、〇〇から、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目:田 合計794 m²について、株式会
社〇〇が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル126
枚、12棟、発電量49.5kW規模です。

第119件は、〇〇から、本郷町南方〇〇 地目:田 1,455 m²について、株式会社〇〇が所有
権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル176枚、6棟、発
電量49.5kW規模です。

第120件から第129件は、譲受人が〇〇合同会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業
に転用するものであるため、合わせて説明します。

第120件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 1,113 m²に、太陽光パネル180枚、5
棟を設置するものです。

第121件は、譲渡人 〇〇、本郷町上北方〇〇 地目:田 1,083 m²に、太陽光パネル180枚、
5棟を設置するものです。

第122件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 1,128 m²に、太陽光パネル160枚、9
棟を設置するものです。

第123件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 898 m²に、太陽光パネル128枚、8棟
を設置するものです。

第124件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目:田 合計969 m²に、太陽光パネ
ル128枚、7棟を設置するものです。

第125件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 ほか3筆 地目:田 合計930 m²に、太陽光パネ
ル180枚、2棟を設置するものです。

第126件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 992 m²に、太陽光パネル160枚、5棟
を設置するものです。

第127件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 ほか2筆 地目:田 合計1,892 m²に、太陽光パ
ネル172枚、4棟を設置するものです。

第128件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 ほか4筆 地目:田 合計2,951 m²に、太陽光パ
ネル172枚、10棟を設置するものです。

第129件は、譲受人 〇〇、本郷町南方〇〇 ほか2筆 地目:田 合計1,206 m²に、太陽光パ
ネル160枚、2棟を設置するものです。

発電量は、第123件が39.6kW規模で、それ以外はすべて49.5kW規模です。

第130件から第131件は、譲受人が同一で隣接した土地の一時転用のため、合わせて説明し
ます。

第130件は、〇〇から、本郷町南方〇〇 地目:田 979 m²について、

第131件は、〇〇から、本郷町南方〇〇 地目:田 682 m²について、

それぞれ、株式会社〇〇が使用貸借権の設定により、太陽光発電施設建設に係る資材搬入用
通路として利用するために一時転用するもので、一時転用期間は令和6年1月31日までです。

第132件は、〇〇から、久井町下津〇〇 地目:田 858 m²について、株式会社〇〇が所有権

の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル142枚、5棟、発電量49.5kW規模です。

第133件は、〇〇から、久井町羽倉〇〇 地目:畑 8,888㎡について、有限会社〇〇が所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は、ウッドチップ保管場所、木くず・丸太置場等です。

第135件から第136件は、譲渡人が〇〇、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第135件は、久井町小林〇〇 地目:田 2,654㎡に、太陽光パネル192枚、16棟、発電量49.5kW規模の太陽光発電施設を2カ所設置するものです。

第136件は、久井町小林〇〇 地目:田 1,186㎡に、太陽光パネル144枚、12棟、発電量44.55kW規模の太陽光発電施設を設置するものです。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分は、第110件が第3種農地で、その他はすべて第2種農地です。

許可基準についてですが、第110件は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1):市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

次に、第130件及び第131件の許可基準は、農地法施行令第11条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号:申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、第133件は、転用面積が30アールを超えるため、広島県農業会議への意見聴取対象案件となります。

農地法、第5条許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見を述べる委員は挙手のうえ、委員番号、氏名、議案件数を発言し、議長の許可を受け意見を述べてください。

議長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

15番

本郷町南方の太陽光パネルの件なんですけれども、ちょっと私がざっと計算したところでも、1万8300㎡か8400㎡、ざっと2万㎡近い太陽光パネルの設置予定ということなんですけれども、これは平坦地なんですか、それとも段地になっているんでしょうか。それと災害とかの件はちゃんとクリアされているんでしょうか。

事務局

本郷町南方は地域が大変広く、この件数でいうと115件・116件・117件・118件ぐらいまでは割と平地のところ、あと120件以降のところは国道2号線北側の南北に挟まったところで割と段々で小さな田んぼが密集しているような条件のところになっています。

それでパネルの設置枚数や設置棟数にはばらつきがあるんですけれども、田んぼの形状に合わせた設置計画という事業計画が出ております。

あと災害のパネルのところをもう一度おっしゃっていただけますか。

15番

私は全部が平坦地でなくて、段地のように段差が加わるようなところだったら、災害対策の件はどうなっているのかなと。

事務局

この災害について、太陽光パネルの設置については、たとえば急傾斜地の制限がかかるとかそういったことはないです。また農地転用許可で審査する項目ではございません。

議長

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

・・・挙手なし・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請、第134件を除く、第101件から第136件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、第133件については、農地法第5条第3項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 議長 次に、日程第5 第57号議案を上程します。
非農地証明申請について、第26件から第35件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書19ページをご覧ください。第57号議案 非農地証明申請について説明します。
第26件は、〇〇から、沼田東町末広〇〇 ほか1筆 地目:田 合計245㎡について、〇〇は昭和50年に住宅を建築、〇〇は平成4年に農業用倉庫を建築して以降宅地として利用しており、現況地目:宅地として申請されています。
第27件は、〇〇から、高坂町真良〇〇 ほか3筆 地目:田3筆 畑1筆 合計1,588㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況:山林として申請されています。
第28件は、〇〇から、幸崎能地1丁目〇〇 地目:畑 158㎡について、昭和33年に住宅を建築、昭和53年に倉庫を増築して以降宅地として利用しており、現況:宅地として申請されています。
第29件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 ほか5筆 地目:田2筆 畑4筆 合計1,830㎡について、平成2年頃から耕作放棄し、現況地目:原野として申請されています。
第30件は、〇〇から、鷺浦町須波〇〇 地目:畑 986㎡について、平成23年頃から耕作放棄し、現況地目:原野として申請されています。
第31件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 ほか1筆 地目:畑 合計3,721㎡について、平成12年頃から耕作放棄し、現況地目:山林として申請されています。
第32件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 1,372㎡について、平成7年頃から耕作放棄し、現況地目:原野として申請されています。
第33件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 ほか1筆 地目:畑 合計3,350㎡について、平成15年頃から耕作放棄し、現況地目:原野として申請されています。
第34件は、〇〇から、久井町山中野〇〇 ほか1筆 地目:田 合計1,403㎡について、平成15年頃から耕作放棄し、現況:山林として申請されています。
第35件は、亡〇〇相続財産管理人の〇〇から、大和町椋梨〇〇 ほか1筆 地目:畑 合計239㎡について、平成10年頃から耕作放棄し、現況:原野として申請されています。
申請地は全て第2種農地で、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見を述べる委員は挙手のうえ、委員番号、氏名、議案件数を発言し、議長の許可を受け意見を述べてください。
- 議長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第26件から第35件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局

- 1 農地法関係諸証明事務等について
 - 農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 10件
 - 農地法第5条の規定による農地転用届出受理 8件
 - 農地転用(農業用施設)届出受理 3件
 - 農地改良届出受理 1件
 - 取消願 1件
 - 登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1件
- 2 その他
 - 今後の日程
 - 令和5年第9回定例総会 9月25日(月)14時

その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

議長

閉会 午後3時04分

令和5年8月25日

議長(会長)

議事録署名者

同上